



平成 19 年 3 月 12 日

各 位

会 社 名 日 本 ラ イ ト ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 遠 藤 榮 之 進
(JASDAQ コード 2703)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 長 松 田 憲 明
(TEL 03-3239-6788)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第 10 条)。
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 19 条)。
 - ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 26 条第 2 項)。
 - ④ 社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第 30 条および変更案第 41 条)。なお、社外取締役との責任限定契約(変更案第 30 条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- ⑤ 会計監査人が会社の機関とされたことから、第 6 章として会計監査人の選任方法（変更案第 42 条）、任期（変更案第 43 条）および報酬等（変更案第 44 条）に関する規定を新設するものであります。
- ⑥ その他会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日

以上

「別紙」

(下線部分は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種電子部品の販売および輸出入業務 2. 自動車用部品および医療機器用部品の販売および輸出入業務 3. 半導体関連機械の開発・設計・製造・販売および輸出入業務 4. 非鉄金属・鉄鋼の販売および輸出入業務 5. コンピュータおよびその周辺機器の販売および輸出入業務 6. 合成樹脂の販売および輸出入業務 7. ソフトウェアの開発・設計・製造・販売および輸出入業務 8. 損害保険代理店業務 9. 電子機器の製造受託サービス 10. 石油製品の販売および輸出入業務 <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>11. 上記に付帯関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種電子部品の販売および輸出入業務 2. 自動車用部品および医療機器用部品の販売および輸出入業務 3. 半導体関連機械の開発・設計・製造・販売および輸出入業務 4. 非鉄金属・鉄鋼の販売および輸出入業務 5. コンピュータおよびその周辺機器の販売および輸出入業務 6. 合成樹脂の販売および輸出入業務 7. ソフトウェアの開発・設計・製造・販売および輸出入業務 8. 損害保険代理店業務 9. 電子機器の製造受託サービス 10. 石油製品の販売および輸出入業務 11. <u>コンサルティング業務</u> 12. <u>上記に付帯関連する一切の業務</u>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告することができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、 13,920,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、13,920,000株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿、実質株主名簿、及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理、株券失効手続き、その他株式に関する取扱い並びに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>ときに随時</u>これを招集する。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを</u>行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって</u>行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主または</u>代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により</u>、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役 各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(新設)	<p>(執行役員)</p> <p>第31条 取締役会は、その決議により執行役員を選任する。</p> <p>② 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>30</u>条 (条文省略)</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第<u>31</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第<u>32</u>条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれを記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 <u>33</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>39</u> 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 <u>34</u> 条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。</p>
(新設)	<p>(報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。利益配当金および中間配当金には利息を付けないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 前項の金銭には利息をつけない。</p>